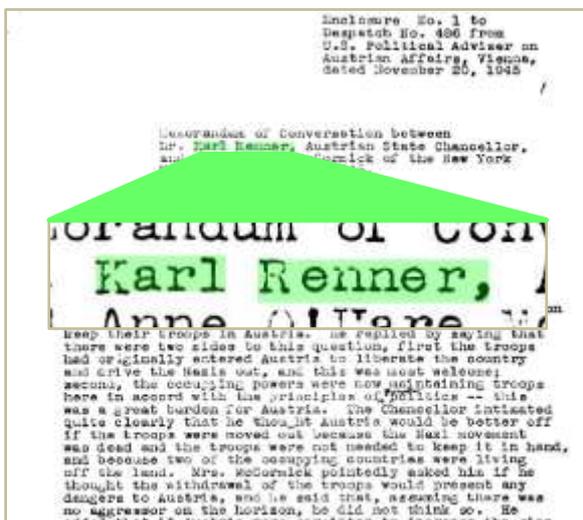


米国国務省外交文書(セントラルファイル)に見る オーストリア第二共和国 1945年-1963年 Occupation and Independence: The Austrian Second Republic, 1945-1963

第二次大戦末期、ソビエト軍はかつての社会党指導者で既に引退していたカール・レンナーを臨時政府の首班に担ぎあげました。政治的には反ソビエトの立場であったにもかかわらず、ソ連がレンナーを担ぎあげたのは、その高齢故に容易にソ連の傀儡政権になるとの思惑があったためです。しかし、レンナー率いる臨時政府はソ連の思惑に反して傀儡になることはありませんでした。1945年4月27日、臨時政府は、1938年のナチスによるオーストリア併合を無効化し、1929年の修正憲法に基づく民主的で独立したオーストリア共和国を再建する政令を發布しました。5月9日、オーストリアは連合国に占領され、オーストリア連合国委員会の管理下に置かれます。ドイツと同様、全国は米英仏ソ4ヶ国の占領地域に分断され、首都ウィーンも4つの地区に分断されました。

第二共和国では第一共和国と異なり、民主主義が安定しました。キリスト教民主主義を掲げる中道右派のオーストリア国民党と社会民主党の二大政党による大連立政権が1960年代半ばまで政権を担当しました。オーストリア共産党は建国当初から1950年まで、暫定政権に参加したものの、その後は党勢が衰退し、1959年には国民議会での議席を失います。唯一の野党として存在感を持っていたのは、1955年に結党したオーストリア自由党です。第二共和国の政治制度はポロポルツ、すなわち比例配分原理を特徴とします。プロポルツの下では、政治的重要性を持つポストが国民党と社会民主党の二大政党間で平等に配分されます。その結果、どのような法案も、広範なコンセンサスが得られなければ国民議会を通過することはできなくなります。

オーストリアは1955年5月15日、米英仏ソとオーストリア国家条約を締結、独立国家の地位を回復するとともに、米英仏ソの占領軍は撤退します。占領軍撤退後の10月26日、国民議会はオーストリアの中立性を決議、以後国際的に永世中立国としての地位を獲得することになりました。永世中立国の地位を獲得したとは言え、西欧の議会制民主主義を国是とし、1956年のハンガリー動乱をソ連軍が鎮圧した際は、反ソの立場を鮮明にしました。その一方で、東欧の共産主義諸国とは良好な関係を構築することに努め、1960年代初頭までにソ連・東欧諸国向けの輸出が輸出総額の6分の1を占めるまでになりました。



本コレクションは、第二次大戦後のオーストリアの内政事情をめぐり米国大使館と国務省の間で交わされた外交文書を収録します。収録文書は、政治・軍事に関する報告、社会経済事情の報告・統計データから、オーストリア政府高官との会談の議事録、公判記録その他の司法文書、米国の外交官が送受信した外交書簡・訓令・電信の全文、オーストリアの新聞・雑誌記事の切抜きや翻訳、政府高官の演説や政府公式報告など、オーストリア政府関係文書の翻訳まで、多岐に亘ります。

本コレクションは、Scholarly Resources の以下のマイクロフィルムをスキャンしたものです。

- ◆ *Records of the Department of State Relating to Internal Affairs, Austria, 1945-1949*
- ◆ *Records of the Department of State Relating to Internal Affairs, Austria, 1950-1954*
- ◆ *Records of the Department of State Relating to Internal Affairs, Austria, 1955-1959*
- ◆ *Records of the Department of State Relating to Internal Affairs, Austria, 1960-1963*

米国国務省の外交文書は、世界各地に駐在した米国の大使、公使、領事と国務省本省との間で交わされた往復文書です。外交官の重要な任務は駐在地の国内情勢を国務省本省に報告することです。外交官の報告は、政治や軍事関係の出来事の報告、社会経済関係の統計データ、当地の政府高官や政治指導者との会談の議事録、法律関係の記録、大使、公使、領事が送受信した重要な書簡や電信の写し、雑誌や新聞記事の切り抜きや翻訳、当地政府のハイレベルの文書等で構成され、アメリカと駐在国の外交関係の形成過程を明らかにする貴重な史料であることはもちろん、政治、政党、人権、行政、政情不安、財政、金融、貿易、産業、天然資源、労働、住宅から教育、宗教、文化、治安、犯罪、公衆衛生、公共事業、国防、外交、戦争まで、駐在国の内政事情全般を時系列に、主題別に、包括的に記録したものであり、外交官の文書が基本的に自国の国益というフィルターを通して出来事が選別されるということでは説明しきれないほど広範な領域をカバーし、駐在国の政治史、経済史、社会史を研究する上で欠かすことのできない史料でもあります。加えて、第三の立場から記録したものとしても第一級の史料的价值を持っています。

収録文書はすべて、米国国立公文書館のファイリング・システムに準じた文書番号が付与されています。国務省一般記録群(RG59)は、1910年から1963年まで十進分類法に則ったファイリング・システムによって整理されていたため、デシマル・ファイル(Decimal File)と呼ばれています。文書番号は、大分類番号(Class Number) + 国番号(Country Number) + 小分類番号(Subtopic Number)で構成されています。以下は、本コレクションに収録されている文書の大分類番号と国番号です(一部)。文書番号を検索語にして検索すると、当該番号が振られた文書のみ引き出すことができます。